

令和 2 年 11 月 16 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 4—7（政治的行為）の運用方針について」の一部
改正について（通知）

「人事院規則 1 4—7（政治的行為）の運用方針について（昭和 2 4 年 1 0 月
2 1 日法審発第 2 0 7 8 号）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 1 2
月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
4 政治的行為 (略) (1) 政治的目的 (略) (一) 第 1 号関係 本号中「規則 1 4—5 に定める公選による	4 政治的行為 (略) (1) 政治的目的 (略) (一) 第 1 号関係 本号中「規則 1 4—5 に定める公選による

公職の選挙」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の長及び議会の議員の選挙をいう。「特定」とは、候補者の氏名が明示されている場合のみならず、客観的に判断してその対象が確定し得る場合をも含む。「候補者」とは、法令の規定に基づく正式の立候補届出又は推薦届出により、候補者としての地位を有するに至つた者をいう。「支持し又はこれに反対する」とは、特定の候補者が投票若しくは当選を得又は得ないように影響を与えることをいう。また、候補者としての地位を有するに至らない者を支持し又はこれに反対することは本号に含まれない。選挙に関する法令に従つて候補者の推薦届出をすること自体は本号に該当しない。

(二) ～ (七) (略)

(八) 第8号関係 本号中「地方自治法に基く地方公共団体の

公職の選挙」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員及び海区漁業調整委員会の委員の選挙をいう。「特定」とは、候補者の氏名が明示されている場合のみならず、客観的に判断してその対象が確定し得る場合をも含む。「候補者」とは、法令の規定に基づく正式の立候補届出又は推薦届出により、候補者としての地位を有するに至つた者をいう。「支持し又はこれに反対する」とは、特定の候補者が投票若しくは当選を得又は得ないように影響を与えることをいう。また、候補者としての地位を有するに至らない者を支持し又はこれに反対することは本号に含まれない。選挙に関する法令に従つて候補者の推薦届出をすること自体は本号に該当しない。

(二) ～ (七) (略)

(八) 第8号関係 本号中「地方自治法に基く地方公共団体の

議会の解散の請求」とは、地方自治法第76条に定める地方公共団体の議会の解散の請求をいい、「法律に基く公務員の解職の請求」とは、地方自治法第80条、第81条若しくは第86条又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に定める公務員の解職又は改選の請求をいう。「署名を成立させ」とは、地方自治法第76条、第80条、第81条若しくは第86条又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に定める数に達する選挙権者の連署又は同意の署名を得ることをいう。「賛成若しくは反対する」とは、本号の請求に基づく解散又は解職の投票において、賛成投票を得若しくは得ないように又は反対投票を得若しくは得ないように影響を与えることをいう。

議会の解散の請求」とは、地方自治法第76条に定める地方公共団体の議会の解散の請求をいい、「法律に基く公務員の解職の請求」とは、地方自治法第80条、第81条若しくは第86条又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項若しくは漁業法（昭和22年法律第67号）第99条第1項に定める公務員の解職又は改選の請求をいう。「署名を成立させ」とは、地方自治法第76条、第80条、第81条若しくは第86条又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項若しくは漁業法第99条第1項に定める数に達する選挙権者の連署又は同意の署名を得ることをいう。「賛成若しくは反対する」とは、本号の請求に基づく解散又は解職の投票において、賛成投票を得若しくは得ないように又は反対投票を得若しくは得ないように影響を与える

(2) (略)	ことをいう。 (2) (略)
---------	-------------------

以 上